



佐野ブランドキャラクター
さのまる ©佐野市

ふれあい収集のご案内

高齢者や障がいでごみ出しが困難な方へ

ふれあい収集は、ごみステーションまで家庭ごみを持ち出すことが困難な世帯を対象にご自宅まで家庭ごみの収集に行き、お声をお掛けして、安否確認を行うサービスです。

1. ご利用できる世帯

次のいずれかに該当し、親族や近隣の方にごみ出しの協力が得られていない世帯

- (1) 65歳以上で要介護1以上の認定を受けている方
- (2) 障害者手帳などをお持ちの方
- (3) 上記(1)(2)のいずれかの者で構成される世帯
- (4) これら以外の者で市長が必要と認めた方

2. ごみの収集について

- (1) 収集するごみは、燃えるごみ、資源ごみ、燃えないごみ、有害ごみのごみステーションに出せるごみを収集します。
- (2) ごみ収集回数は、週1回です。
- (3) ごみ収集場所は、申請した方と話し合っただけで決めた場所になります。
- (4) ごみ収集の際に、お声をお掛けして、安否確認をします。もし、返事がない場合、登録してある緊急連絡先等へ連絡し、安否の確認を依頼します。

3. お申し込み等

- 申請書は、環境政策課(みかもクリーンセンター、葛生清掃センター)、または市民課、田沼、葛生各行政センターの窓口で配布や申請の受付をしています。
- ※ 申請書の提出は、代理申請や郵送でも受付しています。
- 申請書は、佐野市のホームページからもダウンロードできます。

—ふれあい収集のお問い合わせ—

環境政策課 廃棄物対策係

☎(0283)23-8153

〒327-0812 佐野市町谷町 206-13

4. 申請（申込み）から収集になるまで

(1). 申請書の提出

- 申請書に必要事項をご記入のうえ、介護の度合いや、障がいの程度が分かる書類を添付して、環境政策課(みかもクリーンセンター、葛生清掃センター)、または市民課、田沼、葛生各行政センターの窓口へご提出ください。
※親族や介護に携わる方（ケアマネージャー、ヘルパー、町会長、民生委員等）の代理申請または環境政策課へ郵送での申請もできます。



(2). 申請内容の調査

- 市職員が、1週間以内に申請者のご自宅を訪問し、申請内容や現況（ごみ出しできない状況）、収集日、ごみを出す場所についてお話を伺います。



(3). ふれあい収集の利用決定と収集開始

- 調査の後、1週間以内に利用の適否について決定し、収集開始日、収集曜日を通知でお知らせし、ふれあい収集を開始します。（利用が認められなかった場合もその旨お知らせします。）